## **減価償却資産の耐用年数等に関する省令**(昭和四十年三月三十一日 大蔵省令第十五号、最終改正:令和二年三月三一日 財務省令第二六号) 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(抜粋)

種類	構造又は用途	細目				耐用年数
建物附属設備	電気設備 (照明設備を含む。)	蓄電池電源設備				六
車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	自動車	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)			
			小型車 (総排気量が○・六六リットル以下のものをいう。)  ⇒ <u>電気自動車</u>		Щ	
			その他のもの			
				貨物自動車	その他のもの	五
				その他のもの		六
器具及び備品	1 家具、電気機器、 ガス機器及び家庭用品 (他の項に掲げるものを除く。)			車、電気洗濯機 <b>・電池(エネフ</b> っ	その他これらに類する電気又はガス機器 ム)	六

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目	耐用年数
3 1	電気業用設備	その他の設備	
		主として金属製のもの <u>⇒太陽光発電システム</u>	   t